

あなたの会社に PCB廃棄物は 残っていませんか？

古い変圧器やコンデンサー、照明器具の安定器などには、有害なPCB(ポリ塩化ビフェニル)を含んだものがあります。

PCBを含む廃棄物やPCBが使用された製品は、**期限内の処分が義務付けられています。**

あなたの会社にPCB廃棄物等が残っていないか、今一度、ご確認をお願いします。

事務所・工場

昭和52年3月までに建築・改修された事務所や工場の照明器具の安定器には、PCBが使用されている可能性があります。
(家庭用の照明器具にはPCBは使用されていません)

安定器

電気室・キュービクル

昭和28年から昭和47年までに国内で製造された変圧器やコンデンサーには、PCBが使用されている可能性があります

倉庫

倉庫等で長期間保管されたままの電気機器の中に、PCBが使用されたものがある可能性があります。

期限内に処分を しなければなりません。

PCB廃棄物等は法令で期限内の処分が義務付けられています。

高濃度PCB廃棄物の処分期間

処分期間終了

変圧器、コンデンサー、安定器、汚染物等を発見した場合は、速やかに下記「相談窓口」へ連絡

低濃度PCB廃棄物の処分期間

令和9年3月31日まで

PCB濃度を確認し、県へ保管届出の提出

岐阜県の相談窓口

058-272-8217

詳しくは

岐阜県 PCB

検索